

年金記録確認鳥取地方第三者委員会（第1回）議事要旨

1 日 時

平成19年7月13日（金） 13時30分から16時30分

2 場 所

鳥取地方第2合同庁舎3階共用会議室

3 出席者

（委員会）

松本委員長、松井委員長代理、山田委員、平木委員、渡辺委員
（総務省鳥取行政評価事務所）

梶原所長

年金記録確認鳥取地方第三者委員会事務局 松浦室長 ほか

（鳥取社会保険事務局）

後藤局長、渡辺年金課長

4 主な議題

- (1) 鳥取行政評価事務所長挨拶
- (2) 委員長互選
- (3) 委員長挨拶
- (4) 委員の自己紹介
- (5) 委員長代理の指名
- (6) 委員会の運営について（運営規則等）
- (7) 委員会の所掌事務、権限等について
- (8) 基本方針について
- (9) 年金記録確認手続きについて
- (10) その他（フリートーキング、次回日程等）
- (11) 現場見学

5 会議経過

- (1) 梶原所長から、以下の趣旨の挨拶が行われた。

お忙しい中、年金記録確認鳥取地方第三者委員会の委員をお引き受けいただき、心から感謝、御礼申し上げます。

去る6月11日、総理から、「年金記録の確認について、ご本人の立場に立って、申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務とする第三者委員会を総務省に設置をしていただきたい。この第三者委員会は、国民の立場に立って対応し、国民の信頼を回復するよう努めていくことが必要である。」との指示を受けた。

判断が難しい事例も多いかと思いますが、納められた方の視点に立ってまじめに年金保険料を払った方に対して給付がきちんと行われるよう御検討いただきたい。

年金制度に対する信頼の回復は国家の基本に関わる問題であるとともに、申立てをされる方にとっては御自分の年金額に関わる重大事であって、この委員会の果たす役割は極めて重いものがあります。この重い任務に対する御協力に改めて感謝申し上げるとともに、今後、活発な審議をお願いしたい。

(2) 松本委員が委員長に互選された。

(3) 松本委員長から、以下の趣旨の挨拶が行われた。

年金行政に深刻な不信感が生じた今次の問題は、「消えた年金」とか「宙に浮いた年金」とかいわれているが、何よりも明確なのは、国民（年金保険料納付者）の側にはひとかけらの責任もなく、全て国の責任である。

わが憲法の理念・柱の一つは福祉国家の実現にあり、社会保障制度の充実・発展は憲法上の要請である。そして、年金制度は社会保障の中核であり、国民の生存権の実質を左右するものといっても過言ではない。

かかる観点から、あくまで、国民の権利の回復・実現を第一義として、国民の目線で公平・公正な判断を下すことが当委員会の使命と考えている。

委員、事務局、社会保険事務局及び社会保険事務所の皆様ならびに関係各位のご協力を得て、この重大な職責を全うする所存ですので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

(4) 委員長の指名により、松井委員が委員長代理に指名された。

(5) 委員会の運営について、以下のように決定した。

- ・ 委員会の運営規則が事務局から説明され、了承された。

この中で、本委員会は個人情報も多く取り扱うことから非公開とし、議事録も公開しないこととした。

一方、議事要旨を作成し、公開するほか、委員会開催後、記者の求めのある場合は、委員長がブリーフィングを行うこととした。

委員会での配布資料は、原則非公開とするが、差し支えないものは、委員長の判断により公開することとした。

(6) 委員会の所掌事務、権限及び年金記録に係る申し立てに対するあっせんに当たっての基本方針について、事務局から説明した。

(7) 鳥取社会保険事務局から、年金制度の概要及び年金記録確認の手続について説明があった。

説明後、過去に実施された年金の特例納付の内容等に関する質問があり、次回の委員会までに整理し、再度説明することとなった。

(8) 次回は、7月31日（火）13時30分から開催することとなった。

(9) その後、鳥取社会保険事務所へ現場見学を行った。

〔 文 責：事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認鳥取地方第三者委員会（第2回）議事要旨

1 日 時

平成19年7月31日（火） 13時30分から16時30分

2 場 所

鳥取地方第2合同庁舎3階 年金記録確認鳥取地方第三者委員会委員会室

3 出席者

（委員会）

松本委員長、松井委員長代理、山田委員、平木委員、渡辺委員

（総務省鳥取行政評価事務所）

梶原所長

年金記録確認鳥取地方第三者委員会事務室 松浦室長 ほか

4 主な議題

- (1) 年金記録確認地方第三者委員会委員長会議報告
- (2) 年金記録確認鳥取地方第三者委員会事務手続要領について
- (3) 事務処理の流れについて
- (4) 年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況
- (5) 申立事案審議
- (6) その他（フリートーキング、次回日程等）

5 会議経過

- (1) 松本委員長から、今月18日（水）に東京で開催された年金記録確認地方第三者委員会委員長会議の報告があった。
- (2) 委員会の事務手続要領が事務室から説明され、了承された。
この中で①事案につき利害関係を有する委員については、委員会における当該事案に係る調査審議に参加させないこと、②年金記録の訂正が必要と判断し、あつせん案を決定した場合又は年金記録の訂正は必要ないと判断した場合は、総務大臣に報告するとともに、その旨を公表できるものとした。
- (3) 年金記録に係る申立てからあつせん・訂正等までの事務処理の流れについて、事務室から説明した。
- (4) 年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況について、事務室から以下のとおり、説明した。
 - ・ 社会保険事務所での受付件数：8件（7月17日～22日：厚生年金1件、国民年金7件）
 - ・ 第三者委員会への転送件数：5件（7月17日～31日：厚生年金2件[うち中央委員会からの転送1件]、国民年金3件）

(5) 申立事案審議

(4)の第三者委員会への転送案件5件について、申し立て内容の説明と今後の調査方針について協議を行った。

(6) 次回は、8月9日(木)13時30分から開催することとなった。

併せて、来月は8月21日(火)及び31日(金)の13時30分から開催することを内定した。

〔 文 責：事 務 局 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕